

令和元年第5回せたな町議会臨時会

令和元年10月29日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号 指定管理者の指定について
- 6 議案第2号 建物の無償貸付について

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 吉田 | 実君 | 2番 | 梶田 | 道廣君 |
| 3番 | 本多 | 浩君 | 4番 | 橋本 | 一夫君 |
| 5番 | 熊野 | 主税君 | 6番 | 道高 | 勉君 |
| 7番 | 大湯 | 圓郷君 | 8番 | 横山 | 一康君 |
| 9番 | 石原 | 広務君 | 10番 | 平澤 | 等君 |
| 11番 | 菅原 | 義幸君 | 12番 | 真柄 | 克紀君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋 貞光 君

1. 町長、教育委員会教育長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木 正 則 君
総務課長	原 進 君
まちづくり推進課長	小坂 橋 司 君
財政課長	佐野 英 也 君
まちづくり推進課長補佐	阪井 世 紀 君

《大成総合支所》

支所長	杉村 彰 君
次長	佐々木 正 人 君
主幹	奥村 大 樹 君

《瀬棚総合支所》

支 所 長 上 野 宏 行 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

次 長 上 野 朋 広 君

事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さまこんにちは。

本日の出席議員は12名で定足数に達していますので、令和元年第5回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により議長において8番、横山一康議員、9番、石原広務議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは1件行政報告を申し上げます。

10月9日に発生した強風による被害状況について報告をいたします。

はじめに10月12日に静岡県伊豆半島に上陸した台風19号により、東日本を中心に関東や東北地方など広い範囲で大規模な河川の決壊や氾濫、土砂災害などで多くの人的被害、建

物被害が発生しました。被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

せたな町としては、この災害により道から被災地支援の派遣要請を受け11月8日から14日までの間、職員1名を宮城県丸森町へ派遣いたします。今後についても、派遣要請があった場合には即座に職員を派遣する準備を整えております。被災地の早期復旧、復興を支援していきたいと考えております。

本町におきましては、台風による被害は発生しておりませんが、10月9日に低気圧の影響による強風、高波により発生しました被害について報告いたします。

被害状況はお手元の資料になります。まず③非住家被害については、愛知集落センターと空き家の屋根等の一部破損など2件で50万円の被害額となっております。

④の農業被害については、農作物被害ではハウレン草の茎葉損傷0.1ヘクタールで13万円、営農施設被害ではビニールハウスの破損など24件で370万円の被害額となっております。

⑤の土木被害の河川被害については、普通河川へのゴミの流入により30万円の被害額、道路被害では、倒木被害が7路線で35万円の被害額となっております。

⑥水産被害については、定置網の破損が7件で6,200万円となっております。

⑨商工被害については、道の駅てっくいランドのシャッター破損など2件で50万円の被害額となっております。

⑪の社会教育施設被害については、大成スキー場の倒木被害が5万円の被害額となっております。被害総額は6,753万円となったものでございます。

報告をさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号及び日程第6 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第5、議案第1号指定管理者の指定について及び日程第6、議案第2号建物の無償貸付についてを一括議題といたします。討論採決につきましては、議案ごとに行い本2件について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） それでは提案理由を申し上げます。議案の1ページでございます。まず議案第1号指定管理者の指定についてでございます。提案理由でございますが、貝取澗公営温泉浴場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に3ページでございます。議案第2号の建物の無償貸付についてでございます。貝取澗公営温泉浴場の指定管理者の指定に伴い、貝取澗公営温泉浴場に付随する国民宿舍あわび山荘宿舍棟を指定管理者へ無償貸付するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それぞれの内容につきましては担当課長から説明をいたします。ご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） それでは議案第1号の指定管理者の指定についてご説明いたします。本件は、現国民宿舎あわび山荘が10月31日をもって現在の指定管理者との契約を満了しますので、町は温泉部門については、指定管理者制度により引き続き管理運営することから、新たに指定管理者を募集したところ1件の申し込みがあり、先般開催されました選定委員会におきまして指定管理者の候補選定となりましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称は、貝取澗公営温泉浴場、2、指定管理者となる団体の名称及び所在地は、株式会社大成温泉公社、住所は、久遠郡せたな町大成区都433番地60、3、指定の期間は、令和元年1月1日から令和5年3月31日までとなっております。

続きまして議案第2号建物の無償貸付についてご説明いたします。まず1として無償貸付する建物でございますが、国民宿舎あわび山荘宿舎棟です。主に1階の厨房と食堂、2階、3階の部屋などで、面積が1,563.913平方メートルです。2の無償貸付する期間は令和元年1月1日から令和5年3月31日までの3年5カ月です。3の無償貸付の相手方は、久遠郡せたな町大成区都433番地60、株式会社大成温泉公社代表取締役、稲船保でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

石原委員。

○9番（石原広務君） まず議案第1号で指定管理者の指定について、今回新たに手を挙げた法人が引き継ぐことになったんですが、一般財団法人貝取澗温泉公社の法人を閉める作業なりは完了したと理解してよろしいんですか。

○議長（真柄克紀君） 小坂橋推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 公社の精算ということかと思うんですけども、それにつきましては、10月末まで営業しておりますので、そのあと精算に入ることによって協議済みです。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 10月末で閉めるので、11月1日から3年と数カ月の指定期間になるということなんですけど、今まで複数年契約を前経営者、一般財団法人が強く要望してもなかなか叶わなかった。今回3年以上に延びたんですが、どのような根拠でやられると町側が踏んだのか、その辺の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 小坂橋推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 指定管理者制度による指定期間ですが、これについては、本来は複数年が望ましいというふうに担当としても考えていたところなんです。ただあわび山

荘につきましては、平成26年の特別委員会において協議し、町のほうの方針としまして、その時は、町はあわび山荘を廃止するという方針を出しまして、その後、協議しながら使ってあわび山荘を続けていくということから、指定管理については1年ずつ指定管理者を指定するとしてましたので、この期間というのは、特別な期間であったというふうに認識しております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 議案第1号は温泉浴場のほうなので、ここで質問も止めときますけども、課長あまり26年の町側の考えということをも今の段階で強調するのは、到底納得できるものでありませんので、そこは認識を改めていただきたいと思います。複数年を担当としても望むというのであれば、前の経営者、一般財団法人の時もそういう形でできたと思うんです。そこだけは強く主張させてください。今後、手を挙げてこれが指定されたとして、要はまだ資料としてももちろん出てませんし、今後のことになるんですけど、修繕含めた改修なりも今の段階で担当課長として、今後そういう事態になった時は、どのように考えているか、そこだけお聞かせいただきたいと思います。

○9番（石原広務君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 修繕が出た場合には今回の募集要項にありますとおり、100万円を超えた場合は町が、それ以下については協議するという形でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑ございませんか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 何点か質問いたします。まず①平成31年3月24日に議決した現行の指定管理者の指定についての指定期間は、平成32年3月31日までとなっています。この決議に基づく基本協定と年度協定の扱いはどうしますか。特に一般財団法人貝取潤温泉公社とせたな町の精算行為、新法人の株式会社大成温泉公社への財産やリース物件等の引き継ぎ作業はどうするのか説明願います。

②指定管理部分と無償貸与部分の施設区分が、この議案書では不明確であります。建物の指定管理部分と無償貸付部分及び共用部分の特定を求めます。

③その際、中広間と大広間の貸室料金の決定権、徴収権は誰にありますか。また休憩料徴収対象施設名と取扱方法について伺います。

④議案第2号において、貸付する建物名を国民宿舎あわび山荘宿舎棟としていますが、国民宿舎条例が廃止された現在このような名称の建物が存在するのでしょうか。条例上の根拠を求めます。

⑤9月9日総務課の消費税引き上げに関する説明資料4ページにおいて、せたな町温泉宿泊施設条例という記載がありますが、このような名称の条例がいつ制定されたのか伺います。11月1日からの料金徴収にかかわることなので正確にご答弁ください。

⑥これまでの指定管理料は年間1,600万円でしたが、これからは宿舎等の無償貸付を理由に1,200万円に減額されます。これでは新法人の経営が将来的に行き詰まることは目に

見えています。そのような事態に陥ったときに、町長はどのように対応しますか。

⑦あわび山荘は残しますと大成で演説した選挙公約は、今後どのように実行するんですか。国民宿舎あわび山荘改築に向けた課題整備の推進を今後どのように取り進めるのか併せてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 小坂橋推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） それでは私から1番から4番まで説明いたします。まず1番の基本協定書と年度協定書の扱いにつきましては、先日、貝取潤温泉公社と年度協定書の変更協定を結びまして10月31日までと変更しております。精算についてですけれども、精算につきましては指定管理期間としましては10月31日で終了するんですけれども、貝取潤温泉公社はまだ解散してませんので、引き続き貝取潤温泉公社の職員が残りますので精算に向けた事務を進めるということで貝取潤温泉公社とも協議済みであります。この財産やリース物件、これらにつきましても貝取潤温泉公社のほうで精算することになっております。

2番目の指定管理部分と無償貸与部分の施設区分が不明確、共用部分の特定ということですが、これにつきましては指定管理者の募集の際に募集要項で図面等々を添付しまして特定しております。それがこのたびの無償貸付の議案にありました1,563.913平方メートルとなっております。

次に中広間、大広間の貸室料金の決定権、徴収権、休憩料徴収対象施設取り扱い方法につきましては、指定管理者が決定しまして指定管理者が徴収、休憩料徴収対象施設名につきましては、温泉棟になります。指定管理者の裁量でやっていただくというふうに考えております。

4番の国民宿舎あわび山荘宿舎棟が存在するののかということですが、10月31日までは条例がありますので、現状としましては国民宿舎あわび山荘宿舎棟というふうに表記させていただいております。11月1日以降の無償貸与の契約等々につきましては、また別な名前になるかと思っております。

○議長（真柄克紀君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 5点目の質問のせたな町温泉宿泊施設条例につきましては、平成18年7月4日条例第50号で制定されております。なお、このとき附則として平成18年9月2日から施行するというのでございますので、18年9月2日から施行されております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 6番目の新法人の経営が将来的には行き詰まるという議員のご指摘でございました。私はそのようには思っておりません。なぜかという、これで経営できるということで公募に応じたというふうに理解をしております。

7番目、あわび山荘は残しますということですが、今回この議案を通していただきますと、あわび山荘という名前と宿泊施設、これが残ることになります。あわび山荘の改築に向けた課題の整備ということですが、これにつきましては、新たに事業を行う

法人とこれからそういった部分についても検討をしていくことになるというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 2回目の質疑を行います。幾つかございますので順次申し上げます。②の指定管理部分、無償貸付部分、共用部分これについては、後ほど資料で出してください。権利関係で混乱することがあってはなりませんので明確にしておきたいと思うんです。

それから④の部分で議案第2号において貸付する名称を国民宿舍あわび山荘宿舍棟としているということについては、これはおっしゃってましたように11月1日以降は別の名称にならざるをえませんか。10月末で条例廃止になりますから、どんな名称にするんですか。決まっていますか。

次に⑤です。これは原課長に質問するのは甚だ心苦しいし、これは本来の議案とどう関係あるんだというご指摘の向きもありましょうが、私が申し上げておりますのは、せたな町温泉宿泊施設条例っていうものが存在するんですかって言ってるんです。この間決めたのは違う名称でしたよ。今のような名称の条例は例規集どこを探してもないんです。これは課長、せたな町貝取澗公営温泉浴場条例じゃないですか。現状あるのは、貝取澗公営温泉浴場条例なんです。というのは、あなたのほうで消費税絡みで作った資料では、これケチつけるわけでないんですが、その4ページのところには、せたな町温泉宿泊施設条例っていう条例名になってるんです。この条例の名称をいろいろ検索してみたんですが、ちょっとヒットしないんです。18年の話じゃなくて先日変えた名称になってなきやいかんの、何でこの名称があるのか不思議で仕方ありませんので、極めて実務的な問題ではありますけれども明快な答弁をお願いしたいと思います。これ課長、11月からの料金徴収の関係でしょ。条例に基づいて徴収する物は4月1日からやるのか、11月1日からやるのか、内税外税の絡みもありますから整理をしておく必要が私はあると思うんです。

次に6番目のところで町長は1,200万でやれると言って応募したんだから大丈夫だとおっしゃってました。そうおっしゃるとして私は質問してるんです。ただこれ物理的に無理ですよ。今まで1,600万でやっても、なおかつ累積赤字が出てきたそういう施設なんですから。私は熊石の平田内荘のように民間に渡すときに内外装やって最低やっていけるぞという準備段取りをした上で、民間に任せるなら別ですよ。これ何か手を加えるんですか。11月1日から建物の改修とか改装とかやるんですか。現状のままでしょ。この古い施設で部屋の中にトイレも無し、バスも無し、今まで1,600万でやってきて足りないんだと。それで一般財団法人貝取澗温泉公社は1,000万前後に及ぶ赤字を作って撤退したわけです。その同じスタッフがやるんですよ。新会社を立ち上げて年間400万カットされて、どうやってやっていくんですか。事業計画書をだこれまでの計画書と突合しておりませんから、どこがどうなのか判断今いたしかねますけれども、多分宿泊料金の上限というのは、条例撤廃によって取り払われますから高い料金設定は実務的に可能だと思うんです。ただその際、建物良くなって料金上がったよっていうならお客様納得するでしょうけども、同じ建物でこんなに高くなるのかとい

うことについては、これはダメージ受けますよ。私も商売、職種は違いますが30年以上もやってきて、商品の質、レベル、味、中身と料金設定っていうのは、そう簡単ではないんです。多分単価が上がるから収益も上がるというふうにするんでしょうけれども、顧客の数の絶対数確保できるのかどうか。それから国民宿舎でなくなるわけですから、共済会その他の指定が引き続きお願いできるのかどうか。じゃらん掲載の広告宣伝だとか等々も含めて私は非常に厳しいというふうに考えています。ですからこれはその時にならなきゃわかりませんよ、わかりませんが普通の感覚で考えて、私が自分の商売なんか踏まえて考えるといずれ早晩これは行き詰まる時期が来ることは間違いありません。町長は絶対できるよとおっしゃってるから、町長が正しいのか、私が正しいのか、これ先に行かなきゃ結論出ませんが、私は間違いなく行き詰まる時期が来ると確信をしております。そこでこれは仮定の話になるので大変申し訳ないんですけども、万一立ち行かなくなって、例えば宿泊、宴会部門を撤退いたしますということを申し出てきた時に、この契約全部を解除するのか、それともせめて温泉温浴部門だけでもやってくれよと言うのか、あるいは何かのペナルティーがあるのか、その辺のこともこの議案を議決する上で私は明確にしておいていただきたいと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 私の言ったことが正しいのかどうかということなんですが、私は専門家でございますし、これで間違いなくできるということは申し上げることはできません。ただ公募に応じた事業者の計画を信頼するということになります。今の事業者については、これまでも、いろいろ山荘の経営にかかわってきた方でありますから、多分そういった方々だからこそ、どこを見直せばどうなるのかということは、しっかり押さえての経営計画を立てられているのだというふうには思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 小坂橋推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） まず2番目の指定管理部分、無償貸付部分、共用部分の特定ということですが、指定管理者募集の際に添付しております図面がありますので、これを後ほど提出したいと思います。

次に4番目の11月1日からの名称、これにつきましては無償貸付の施設募集の際に、あわび山荘という名称を使うことということで募集しておりまして、このたび応募してきた会社につきましても、あわび山荘という名称で来てますので、貸付の際の契約にもあわび山荘という名称で契約をしていきたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 原課長。

○総務課長（原 進君） 5つ目の先ほどのせたな町温泉宿泊施設条例でございますが、大変誤解するような答弁だったと思うことをお詫びいたします。それで菅原議員からご指摘の部分については、令和元年9月9日の産業教育常任委員会に対して、消費税引き上げに伴う公共料金への転嫁についてという資料の4ページの34番、せたな町温泉宿泊施設条例という部分のご質問だと思っております。条例については、先ほど言ったように平成18年4月4日に制

定されております。その対象施設といたしましては、温泉ホテルきたひやまに対しての条例だということでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それではいわゆるあわび山荘の部分についての消費税の扱ひ方はどうなるんですか。これも明確にしておきませんと混乱すると思ひますので、本当は原課長に対する質問はメインではないんですけども、どうしても関連します。

それから大分煮詰まってきましたから話は前に進めていきたいと思ひんですが、町長、私は町長そういう答弁すると思ひてましたよ。申し込み時でやっていく自信があるから申し込んだらと、信頼しますといへばそれで答弁は終わるわけですよ。そこが問題なんです。だって今まで同じ人が同じ支配人が同じスタッフが、一般財団法人貝取潤温泉公社が現場メンバーとしてやってきてこれだけ赤字出てるんですよ。その根本は建物が老朽化して現在のニーズに合わないんだと、だからコンパクトでもいいから建て替えをして採算が合うようにしてほしいというのが根本的な要求なんです。いいですか町長、それをそのままにして、なおかつ温浴部門、宿泊宴会部分トータルで1,200万円まで縮めたらやっていけなくなるっていうのは普通の判断なんです。あなたはやっていけると言うから、それはここではお譲りしましょう。しかしいずれそういう事態が出てきます。これは町長も否定できないだろうと思ひます。その時に、私は撤退をするのを認めるんですか。撤退の仕方も2通りあるんですよ。宿泊宴会部門だけ勘弁させてくれと。温浴部分は1,200万でやらしてもらおうと。宿泊施設部分は、もうただで借りなくていいから返上するから、頼みますというふうになるのか。それとも、いや町長のほうがダメだと。これはワンセットで宿泊宴会部門やるっていう契約なんだから、3年5カ月、あんた温浴部門だけやってあとはやらないっていうのは契約違反だろうと、どうしてくれんだと、認めないよということになっていくのか、その場合に何らかのペナルティーを課すのかということについて私は伺ってるんです。その部分のご答弁がないんです。これで3回目の質問になりますから、あとほかの項目についてもいろいろ掘り下げたい問題はありますけれども、今日の主たる質疑はその点になりますので、町長のご答弁を求めます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） あまり私としては悪いほうに考えたくありませんが、議員心配しておられるように、万が一そういう事態になった場合にはどうするのかということだと思ひます。私は、これまでも温浴施設については、これは町がしっかり維持してまいりたいということをおし上げておりますので、それは約束どおりそういうふうにして温浴部門はやっていくということをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁漏れございませんか。議長からひとつご指摘願ひます。

○議長（真柄克紀君） 私も町長の答弁の中で、まずはっきり結論としてそうだという形の答弁がありませんし、今言ったように3つ、推測ではできないけど努力の結果としてなった場合に、最低限としてどういう形のものをお考へてるかということの質問だと思ひるので、そこについ

て最低これだけは町として守っていかざるを得ないというような、きちっとした答弁をいただきたいということだと思いますけれども、町長その辺について明確な答弁をしたほうがよろしいですよ。

○町長（高橋貞光君） 今からそういうことを考えてるわけではございませんが、私として今の段階で言えるのは、ペナルティーについては考えられないだろうというふうに思っております。したがって温泉施設については、町として運営をしていくということになります。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 質問の補足をしておきたいんです。町長の今の答弁ダメなんです。ダメだっていうのは質問者に対する答弁で無いんです。成り立って行かなくなって撤退するということになった場合に、温泉部門だけは年間1,200万だからやりますと。だけれども無償で貸してくれる宿泊宴会部門はダメですということを認めるんですか、認めないんですかって言っているんです。その場合に何らかのペナルティーというものがあるんですかって聞いているんです。なぜならば指定管理の期間は3年5カ月間です。この3年5カ月間というのは、通常考えると民法上の契約としては相手を縛ることになるんです。契約に反した場合には、何らかの約定でペナルティーがあるものなんです。そういう扱いで考えておいてよろしいんですかと聞いているんです。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今の契約ではそういうことにはなっておりません。当然そういった場合には、協議が必要というふうになるんだと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） こちらの意図に的確に答えていただいておりますので、質疑の補充ということをお願いしたいと思うんです。今の町長の答弁だと、こういうことになりませんか。宿泊宴会部門は、やったって、やらなくたって特段の咎めはないんですよ。いいですか、もう一回言いますよ。町長の今の答弁であれば、宿泊宴会部門は、今日決まるであろう指定管理者が、やってもやらなくてもいいんですけど。タダで貸してくれてるからありがたいけども、やって使ってみたって採算合わないからこれはダメですよと、撤退しますよと。温泉部門だけの1,200万にしてくださいと、こうなったときに町長は、はいわかりました。結構ですということで、引き下がるっていう答弁でいいんですね、確認しておきます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） やってもやらなくてもいいっていうことではなくて、今やっていただきたい、やらせてほしいという両方の意見が一致して、今、事業を進めることになりましたから、それを私たちとしては、この事業というものの継続を期待してるということになると思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答えになっていないんです。タダで貸すんでしょ。借りたほうは、それを使おうが、使わまいが全然責任ないんですか。これ現在のところ行政財産になってませんか。行政財産になってて普通財産の処理をしていますか。それはあとでいいですけども、タダ

でわざわざ行政財産を貸すというときに、使ってもいいし使わなくてもいいと。それをわざわざ議会の単行議決案件として上げてきて、正式にここで議決を私らは求められてるんです。町長の話の聞けば、貸したあとのことについては、どうも具体的な約定というのは無いようなんです。向こうは宿泊宴会分をやってくれるだろうというふうにお話し合いの中でしているようだ。それは信頼関係なんだということですが、信頼関係も一つの約束だということは認めます。しかしできなくなりました返上しますと、温浴施設だけにしてくださいと言ったときに何かの法的縛りか、あるいはペナルティーか、相手側をそうさせない歯止めはあるんですかって聞いているんですよ。もう1回答えてください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今回の契約については、温浴施設はもちろんでありますが、宿泊部門、宴会部門も行うという事業者の考えでありますから、それを約束としてしっかり実行していただくということになると思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 終わりますけど、約束になっているというのであれば、それは書面で残っているんですか。それを撤退するという事になった場合に、どのようなペナルティーがあるんですか、明らかにしてください。これで議長止めますから。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 契約はそういう形で契約をいたします。ただ副議長言われる方が一そういうことに陥った時にどうするかということだと思っておりますが、その時は両方で協議することになるんだと思います。

○議長（真柄克紀君） これ以外で副議長に対する答弁まだ回答してないのあるんで、よろしいですか。

総務課長。

○総務課長（原 進君） 公営の温泉浴場については、せたな町には現在、やすらぎ館、温泉ホテルきたひやま、新しく貝取潤公営温泉浴場と3つ設置されております。その中で全て料金については現在、内税でございます。大人については400円でございます。この改正時期につきましては9月9日の資料でも記載されているんですが、一応改正時期については令和2年4月1日を予定しております。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 原さんの答弁無いと思ってました。今日メインの質問ではないですが、11月1日からの貝取潤温泉の徴収を誰がどう対応するかということを確認しておく必要があると思っております。これ指定管理ということになりますから、当然町側の条例に基づいて決められていくものであって、それを指定管理人が代行して徴収することになるんだろうと思います。そこのところもう一度整理しておいていただきたいと思っております。それからせたな町温泉宿泊施設条例という名称のくくりの中で、このたびの旧貝取潤温泉公社

は、これの条例を説明するっていうことは、少し大ざっぱにしすぎるかと思いましたが一言申し上げました。緻密な原総務課長に対して大変失礼なこと言いましたけど、そういうことについても細目注意を払っていただければと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 今議員のその質問ってか要望に対してきちっと対応してください町のほうで。全部明確に今答弁できますか。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 貝取澗公営温泉浴場条例につきましては、先日9月24日に議決いただきました条例、これにより入浴料が規定されております。またこの中に管理の代行ということで指定管理者がその収入を受けるというふうになっておりますので、これに基づいて11月1日からは指定管理者が徴収をしていくことになってます。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑希望ございませんか。

梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 先ほど菅原議員からの質問の中で、契約途中で撤退する場合には、幾つかの方法があるという話がありました。その時に町長は、温浴施設は、町の施設であるから責任を持って運営していきますという答弁されましたけれども、先ほど菅原議員が質問した中で宿泊部分は辞めます。けれども温浴施設に関しては引き続き指定管理の中で携わっていきたいといった場合の明確な答えがなかったと。これがいやいやもう町でやるんだから、その会社自体がもう撤退してくださいということなのか、そこら辺だけお聞かせください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○副町長（佐々木正則君） 先ほど答弁させていただいたと思っておりますが、繰り返しになりますが、これは両者での話し合いということになるというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑希望ございますか。

道高議員。

○6番（道高 勉君） せたな町の今回の公募によって町内から1社応募していただいて大変良かったとは思っておりますが、それで選定管理の委員会の中で、それぞれの書類に基づきながら検討して審査されたということでございまして、先ほど貰った資料を見ますと、大変これまでと変わらない経営体制といいますか、経費面であるわけでございます。そこで心配なのが、結局、利用者が減ってきてると。しかしながら経費は人件費等いろいろ運営にかかるということでございます。その中で収支の均衡を図るために、この資料によりますと相当な宿泊料のアップということでもあります。この辺について選定委員会の中で、どのような判断というか、いろいろな面での検討を慎重にされたと思うんですけども、やはり心配な面というのが経営的に、そして大人でありますと2万円という上限があります。どの辺の設定までということで、ある程度、指定管理者から出されたその意見といいますか、そういったものを伺いながらやってきたのかどうかということです。間違いなく経営的に何とかやっていただければというものが、最終的に委員会の中で判断されたのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 小坂橋まちづくり推進課長。

○2番（梶田道廣君） 指定管理者選定委員会の説明員として今のご質問にお答えしますが、事業者にしきと切り切った料金設定、そして料理の設定ができなかったんでしょうが、今回2万円という数字が出てきましたけども、これも上限、1番高い料理ですから、これが大方の方がこれを頼むとは思えません。ですのでレギュラーコースっていうんですか、標準コースというんですか、それが1番出るとお思いますので、その中でもそういう高級そして美味しいものを食べたいという人が高い料理を選んでいくとお思いますので、それにつきましても指定管理を応募した方からも聞いてますけども、前々からもそういう声もあったので今度は思い切ってそういう設定ができるので、そのようなコースを組んで生み出していきたいというふうに聞いてますので、担当としては期待しているところです。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） やはり民間の活力といいますか、ノウハウをどのように生かしながら、この新しく生まれ変わった施設を何とか大成区、せたな町のためにも観光の宿泊施設として本当は羽ばたいてほしいと希望するものでございます。経営的にもこれから11月のオフシーズンは大変なことだと思います。そういう面で行政ばかりなくて、町民だとかそういった各関係機関といいますか、いろいろな面でのバックアップ的なもの、支援といいますか、そういう事の対応というのが必要でないかと思うんです。あと任せたからやれということじゃなくて、そしてやっぱり町民の皆様方に、そしてこの経営者になれる方もノウハウ、そして新しいメニューというものを期待してると思うんですけども、私はそういうふうに思ってますけれども、その辺について特に今回指定された団体のほうから意気込みといいますか、そういうのがあったかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 観光担当としましても、これまでもいろいろと指定管理の申し込みを受けてから、その書類の中身等々につきましているいろいろ話を聞きましたけども、いろいろと考えているようですので期待しますし、一民間の観光事業者ではあるんですけども、担当としましてもそういう声があればいろいろと相談にも乗りながら、支援していききたいというふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

平澤委員。

○10番（平澤 等君） 先般の定例会の中で貝取潤温泉公社の条例変更ということで、議会皆さんで議論したわけですが、その中でやはり地元の地域の方の一抹の不安がどうしても払拭できないという中で今日辿り、現在11月1日から今までのように内容は変わりますが、この宿泊また宴会部門についても継続されるというふうなこと、それに対して私は歓迎したいと思うんです。また新しい支配人の方についても、今までの経験を生かした中で地域の負託に応えるような形でしていただきたいし、今回こういう迅速に対応でき、さらに1

1月1日からこのような体制で、旧温泉公社から新しい会社の体制でしていく。そしてまた町長も先ほど言いましたように、そのあらゆる問題が生じた場合には、その都度協議していく、当然それに対する負託に応えるという点では、町側も意向に沿った中で協議していただきたいと思ひますし、今回のこういう形の新しい指定管理者が設定され、さらに11月1日から施行されるとは歓迎したいと思ひます。そういった点で、まだ新しい体制の中においては、旧体制と違って試行錯誤を繰り返すこともありますと思ひますが、その点についても、町側では今まで以上にそういう指導、協力体制していくということで努力していただきたいと、このように思ひます。

○議長（真柄克紀君） 質問ですか、要望ですか。

○10番（平澤 等君） 質問で、こういうことで歓迎してるということでございますけども、町側の考え方があれば伺ひます。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） この指定管理者の選定委員会の中でも、そういったところが1番確認されたところでございまして、当然にこの新しい会社の代表取締役の方は、相当の経験がおありですし、自分なりのお考えもあると伺ひてます。また食事などの原価率こういったものも抑えて収益の改善を図ると、こういったこともお聞きしておりますので、私どももその点について十分期待をしておりますし、また今お話ございましたように利用に当たっては、やはり町の施設と言ひますか、町として応援するあるいは地域と応援する。こんなことでひとつ盛り立てていかなければならないものだと思ひております。

○議長（真柄克紀君） ほかにございしますか。

（「なし」と言うものあり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終了いたします。

これより議案第1号について討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議案第1号に反対いたします。先ほど理事者と質疑をした内容を踏まえるならば、先般申し上げましたように国民宿舎条例を廃止する必要はさらさらなかったし、廃止するための大義名分は一つもなかったということをも指摘しときます。その上で反対理由の第1は、国民宿舎あわび山荘の宿泊宴会部門の存続を求める2,700人に及ぶ町民や利用者の願ひに背くものだからであります。

反対理由の第2は、町長選挙の最中にあわび山荘は残しますと大成区全域で演説したことを否定し、法定文書で公表したあわび山荘改築に向けた課題整備の推進という町長選挙の公約を極めて乱暴なやり方で蹂躪するものだからであります。

そして第3に、町長に対して次の点を求めます。国民宿舎条例を復活し宿泊宴会部門と温浴部門の指定管理料を1,600万に復活すること、選挙公約を遵守しあわび山荘の改築に向けた課題の推進を図ること。

以上で反対討論を終わります。

○議長（真柄克紀君） 続いて賛成討論を求めます。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 私は賛成討論をさせていただきます。これまでも随分この問題についてやってまいりましたけれども、公募してそして前向きな、それで地元企業のの方が応募されて、そしてこの地域を一生懸命頑張るんだということは大変明るい兆しなのかなど。それに応えるためにも、この公募で決められました条件だとか、そういう対応だとか、そういったこともこれからきちんと支援するという方向で、私は新しい体制となった施設、運営についてとにかくこの地域のため、町の活性化のためとそういう思いを大切にしながら、私は実現してほしいということで賛成させていただきます。

○議長（真柄克紀君） 続いて反対討論があれば許します。ありませんか。

（「なし」と言うものあり）

○議長（真柄克紀君） 無いようですので、これで討論を終わります。

これより議案第1号について起立により採決をいたします。

皆様にお諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の議員は起立を願います。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。着席ください。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号について討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議案第2号に反対いたします。議案第1号の反対討論で述べた3点の理由のほかにもう一つあります。それは無償貸付の美名のもとで国民宿舎条例を廃止したことによって、宿泊宴会部門を町として切り捨てて、民間に丸投げするものだからであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（真柄克紀君） 続いて賛成討論があれば許します。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） 議案第2号に対して賛成の立場で討論いたします。

先ほど第1号議案で賛成の理由を先ほど道高議員申し上げましたけども、この度も11月1日より新生大成温泉公社という形で今回の議決によって行われるという中で、地域もしくはせきたな町の中で宿泊温泉施設について継続される。これについては大変望ましいものと思います。そういった中での施設の無償貸付、これは一つの条例変更に伴う町の方針として私は賛成いたします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 石原委員。

○9番（石原広務君） 私は議案第2号に反対の立場で討論いたします。

無償貸付というある意味、選挙公約に違反した。これは地域の声であります。地域が応援と

いうことで皆さんおっしゃいますが、すでに町の責任逃れだということで地域からも若い産業従事者からもそういう声が出てます。私はこの無償貸付でなくて、今の現行、国民宿舎条例を復活させて、今まで通り指定管理施設として残して指定管理料をきちんと町が支払うという形をするべきということを理由に反対いたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて賛成討論があれば許します。ありませんか。

熊野議員。

○5番（熊野主税君） 議案第2号について賛成の立場から討論いたします。

今回のあわび山荘の件は、元々10月いっぱいまで閉館するという形でしたが、大成区民のいろいろな意見を下に、今回11月1日からまた切れ目なくできるようにするという条件のもと、進んでいるということを考えれば、それに公募したときに来てくださった会社の方も十分承知で受けたということの一つと、それから先ほどの町長の答弁の中で考えてはいないがそういう時点になった時には協議するという言葉もいただきましたので、私はこの件については、まずは、今日はこれできちんと議案を通して11月1日から滞りなく進めるようにしていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論希望ございますか。ありませんか。

（「なし」と言うものあり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより議案第2号について起立により採決いたします。

皆さんにお諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の議員は起立を願います。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） 以上をもって本臨時会に附議された案件の審議は終了しましたので、会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） これをもって令和元年第5回せたな町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

閉会 午後2時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 元年 11月 7日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 横 山 一 康

署名議員 石 原 広 務